

3(1) 破碎業の許可にあたっての基準

施設に係る基準（施行規則 62 条 1 号）

<解体自動車、若しくは圧縮又はせん断した後の解体自動車の保管施設>

- みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

ポイント

- ◆ 解体業に係る使用済自動車の保管施設の場合と同じですが、圧縮したものと、圧縮していないものとは扱いが異なります。
圧縮していない解体自動車は、使用済自動車と同じ保管基準、すなわち、囲いから 3m 以内は高さ 3m 以下、その内側では高さ 4.5m 以下とする必要があります。一方、重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス（1 軸圧縮）、A プレス（3 方縮圧縮）、サイコロプレスなど、圧縮した解体自動車は、一般的な産業廃棄物の保管基準が適用されます。
- ◆ 圧縮していない解体自動車と圧縮した解体自動車は分けて保管する必要がありますが、保管場所が十分でない場合などは、圧縮していない解体自動車を搬入後直ちに圧縮し、圧縮した解体自動車の保管場所に保管するなどの対応を行ってください。

<破碎前処理施設>

- 解体自動車の破碎前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

ポイント

- ◆ 解体自動車の破碎前処理施設（圧縮又はせん断施設）は、廃棄物処理法に基づく処理基準が適用され、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生によって生活環境の保全上支障が生じない施設であることが必要です。望ましい具体的な例として、次のようなものが考えられます。
- ① 据え付け型施設、可動型施設（重機）の場合
 - ・ 破碎前処理施設を屋根・壁等があるコンクリート舗装された建物内に設置する。
 - ・ 重機による圧縮作業（先端部分）を屋根・壁等があり、床面をコンクリート舗装した場所で行う。また、当該作業場所や重機が動く範囲については、鉄筋コンクリートの床面を厚くする、鉄板を敷くなどの補強をする。
 - ・ 破碎前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝搬を防止するため、大型基礎設計、防振装置等により対応する。
 - ・ 必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。
 - ② 移動型施設（プレスカーなど）の場合
 - ・ 圧縮作業は、周辺の生活環境に影響の少ない場所や時間帯で実施し、道路上では作業を行わない。また、床面が鉄筋コンクリート等で舗装された場所のできる限り行う。（その旨標準作業書に記載）
 - ・ 廃油・廃液類の漏出があった場合は、直ちにウエス等で拭き取り、現場の原状回復を図る。また、再発防止のため、解体業者に対する廃油・廃液の確実な回収を促す。（その旨標準作業書に記載）

<破砕処理施設>

- 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、次のとおりであること。
 - (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設であること。
 - (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

ポイント

- ◆ 自動車リサイクル法では、解体自動車は廃棄物として扱われ、その材質等から産業廃棄物に該当します。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模となることから、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設として知事等の設置許可が必要となります。
- ◆ 1日当たりの処理能力が5トン未満の破砕施設では、知事等の設置許可は必要ありませんが、当該施設での破砕処理も廃棄物処理法に基づく処理基準は適用され、廃棄物の飛散・流出や、騒音・振動の発生による生活環境の保全上支障が生じないよう措置する必要があります。

<自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の保管施設>

- 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。
 - (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
 - (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。
 - (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
 - (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

ポイント

- ◆ 汚水の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。
- ◆ 排水処理施設の能力は、シュレッダーダストの保管に伴って発生する汚水の量や水質に応じた十分な能力が必要です。また、降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、地域の降水量と敷地の面積等により、処理すべき水量を計算してください。
- ◆ 側壁その他の設備として、側壁以外には自立したコンテナ等が考えられます。また、一般にシュレッダーダストは、発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要があります。

能力に係る基準（施行規則 62 条2号）

- 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - (1) 解体自動車の保管の方法
 - (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
 - (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
 - (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
 - (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
 - (6) 解体自動車の運搬の方法
 - (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
 - (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
 - (9) 火災予防上の措置

ポイント

- ◆ 標準作業書では、破砕作業が環境保全や資源有効利用上配慮して行われることを具体的に示す必要があります。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施するために守るべき他法令の規制等についても、関連する事項に含めて記載します。

また、破砕作業手順は、破砕に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないように十分留意するとともに、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要です。

なお、実際の作業工程の写真等を添付することにより、文章による詳細な説明の一部に代えることは可能です。

具体的な記載方法は、「標準作業書ガイドライン」を参照してください。

- 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

ポイント

- ◆ 事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数、シュレッダーダストの処分量、保管量等）も含めて記述する必要があります（ホームページ掲載の記入例ご参照ください）。
- ◆ 解体自動車やシュレッダーダストを不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該シュレッダーダスト等の撤去が事業計画書の中で示されない場合や、収支見積書により当該シュレッダーダスト等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破砕業を継続できないものと考えられます。

3(2) 許可申請(届出)手続

許可申請書(届出書)記入にあたっての留意事項

- 許可申請書は、ホームページ掲載の記入例を参考にして作成してください。
なお、届出書の記載内容も許可申請書と同じです。

ポイント

- ◆ 許可申請書(届出書)は**2部**(愛知県知事あての場合は**3部**)作成してください。(そのうち、1部は受付後にお返しします。)
- ◆ 日付は、申請が受け付けられたときに記入してください。

添付書類作成にあたっての留意事項

- 申請書には、次の書類を添付してください。
 - ① 破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、設計計算書、付近の見取り図
 - ② 施設の所有権(又は使用権原)の証明書
 - ③ 事業計画書
 - ④ 収支見積書
 - ⑤ 申請者が個人の場合には、住民票の写し
 - ⑥ 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ⑦ 役員の住民票の写し
 - ⑧ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の住民票の写し、株主が法人である場合には登記事項証明書
 - ⑨ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し
 - ⑩ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し、法定代理人が法人である場合は登記事項証明書
 - ⑪ 法施行規則第57条の2に該当しないことの申立書
 - ⑫ 欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書
 - ⑬ 標準作業書
 - ⑭ 他法令確認状況表

ポイント

- ◆ 添付書類は、原則として全て作成してください。
- ◆ 破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面は、1/100～1/200程度の縮尺で作成してください。
また、解体自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにしてください。
付近の見取り図は、最寄りの駅、幹線道路等を明記しながら、事業所の所在地を示してください。

- ◆ 破砕業を行おうとする事業所の土地の登記簿謄本、破砕前処理施設又は破砕施設の所有権原を証する書類、解体自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写しを添付してください。なお、他人の土地、施設及び車両を使用する場合は、賃貸借契約書の写しなどを併せて添付してください。
- ◆ 事業計画書及び収支見積書は、**ホームページ掲載の記入例**を参考に作成してください。
- ※ 保管基準を超えて解体自動車やシュレッダーダストを大量に保管している場合は、事業計画書及び収支見積書において記載すべき事項の内容が異なりますので、事前にご相談ください。
- ◆ 住民票は、本籍の記載があるものとしてください。
- ◆ 欠格要件に該当しない旨の誓約書は、**ホームページ掲載の様式**を用いてください。
- ◆ 標準作業書は別途作成し、添付してください。